

事業主の皆様へ
石川県及び県内全市町からのお知らせです

石川県内のすべての市町は平成31年度から、 個人住民税の特別徴収完全実施に取り組みます。

石川県内のすべての市町は、平成31年度から、原則すべての事業主の方を特別徴収義務者として指定します。

事業主の方は、従業員の方の個人住民税を特別徴収（給与天引き）していただくことになります。

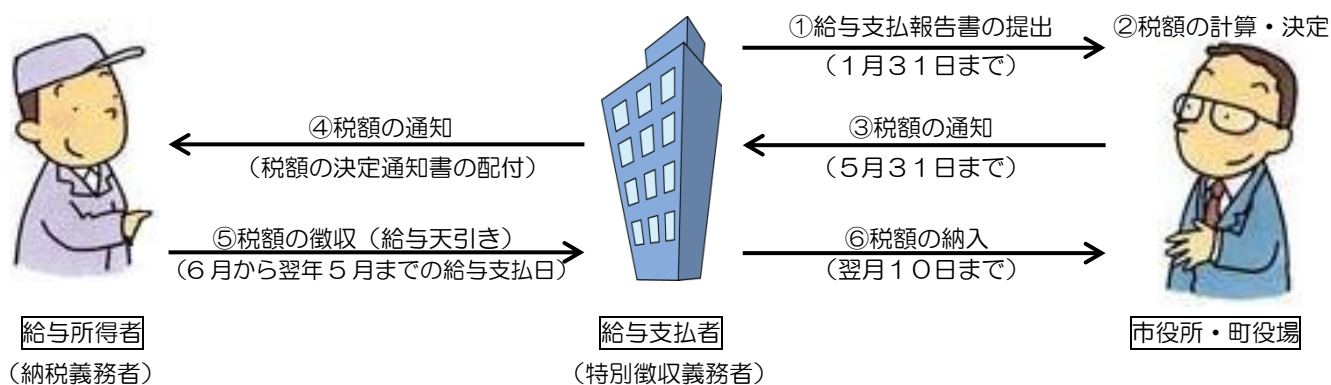
◆ 特別徴収制度とは？

所得税の源泉徴収と同じように、事業主が従業員に代わって、毎月の給与から個人住民税（市町民税＋県民税）を徴収（給与天引き）し、従業員の住所地の市町に納入する制度です。

※ただし、以下の基準に該当すれば当面、例外的に普通徴収が認められます。

- A 総従業員数が2人以下（B～Fの理由に該当するすべての従業員数を除いた人数）
- B 他の事業所で特別徴収をされている方（乙欄適用者）
- C 給与が少額で、特別徴収税額の引き去りができない方
- D 給与の支払が不定期な方（例：給与の支払が毎月ではない）
- E 個人事業主の事業専従者で、専従者給与を受けている方
- F 退職者・退職予定者（5月末まで）

◆ 特別徴収の流れ



詳しくは、従業員の住所地の市町にお問合せください（裏面参照）。

石川県・県内各市町

個人住民税の特別徴収 Q & A

Q1 これまで従業員が納付書で納付（普通徴収）していたのに、なぜ今さら特別徴収をしなければならないのですか。

A1 地方税法321条の4及び市町の条例により、従来から、原則として所得税の源泉徴収義務のある事業主は、従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないこととされています。事業主の皆さまには、法令に基づく適正な事務処理の観点から特別徴収の実施をお願いしております。

Q2 「特別徴収」は手間がかかりそう。従業員も少なく、事務をする余裕がないのですが。

A2 個人住民税の特別徴収は、事業主が行うべき法律上の義務とされていますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

- ・ 個人住民税の特別徴収を実施しても、所得税のように税額を計算したり、年末調整をする手間はかかりません。
- ・ 事業主は、市町から通知される従業員ごとの税額を、毎月の給与から徴収（給与天引き）し、翌月の10日までに、金融機関を通じて従業員の住所地の市町ごとに納めていただきます。
- ・ 特別徴収にすると、従業員が納税のために金融機関や市町の窓口に出向く手間が省けます。
- ・ 毎月の給与から特別徴収（給与天引き）されることで、1回当たりの税負担額が少なくなります。（普通徴収では年4回払い、特別徴収では年12回払い）
- ・ 従業員が常時10人未満の事業所等は、市町長の承認を受けて特別徴収税額の年12回の納期を年2回にする「納期の特例」制度（給与天引きは毎月実施）がありますので、該当する場合は、関係市町に御相談ください。

Q3 アルバイトやパートも「特別徴収」をする必要がありますか。

A3 所得税を源泉徴収されている従業員（アルバイトやパートを含む。）については、個人住民税についても特別徴収していただく必要があります。

《個人住民税の特別徴収の具体的な手続きに関する市町のお問合せ先》

市町名	担当課	電話番号	市町名	担当課	電話番号
金 沢 市	市民税課	(076)220-2161	野 々 市 市	税 務 課	(076)227-6036
七 尾 市	税 務 課	(0767)53-8412	川 北 町	税 務 課	(076)277-1111
小 松 市	税 務 課	(0761)24-8030	津 幡 町	税 務 課	(076)288-2123
輪 島 市	税 務 課	(0768)23-1126	内 灘 町	税 務 課	(076)286-6706
珠 洲 市	税 務 課	(0768)82-7735	志 賀 町	税 務 課	(0767)32-9142
加 賀 市	税 料 金 課	(0761)72-7815	宝 達 志 水 町	税 務 課	(0767)29-8150
羽 咋 市	税 務 課	(0767)22-7130	中 能 登 町	税 務 課	(0767)74-2807
か ほ く 市	税 務 課	(076)283-1114	穴 水 町	税 務 課	(0768)52-3630
白 山 市	市民税課	(076)274-9514	能 登 町	税 務 課	(0768)62-8505
能 美 市	税 務 課	(0761)58-2206			

《特別徴収の取組に関するお問い合わせ先》石川県総務部税務課 電話番号 (076)225-1271
※このチラシは、すでに特別徴収を行っている事業所にも送付させていただいております。